

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年11月25日（平成27年（行個）諮問第184号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行個）答申第83号）

事件名：本人の労災補償給付停止の理由となった診断書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の休業補償／療養補償給付停止の理由となった、特定労働基準監督署に提出された特定病院発行の症状固定に関する診断書と他決定書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年8月19日付け静岡労個開（決）第27-65号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定労働基準監督署が下した症状固定の基になった、特定医師が書いた診断書の右半分が塗りつぶされているのは、いかにも不自然である。何かの考えがあったのか特定労働基準監督署の判断とは別に知りたい。

私に関する事柄が私の知らない所で私の知らない時間に、私以外の第三者が決定するのは不愉快である。

（2）意見書

理由説明書に対する意見

ア 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とあるが、診断書の特異上、開示請求者以外とは特定医師以外には有り得ないことは明白である。

「労働基準監督署の審査官が処分を行うにあたり、不当な干渉を受

けることが懸念される」とあるが、開示請求者が知らないときに情報聴取され、処分決定され、その通知は期日の2か月以上経過してから、労働基準監督署ではなく、かかり付けの開業医の事務スタッフからであり、「干渉を受けることが懸念される」には該当しない。

イ 「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」とあるが、その権利利益とは何か。開示請求者の自分のことを知る権利は害されて構わないのか。

「労働基準監督署の事務処理に支障を及ぼす」とあるが、干渉したくても開示請求者の関知しないところで処分決定しているので、該当しない。

特定労働基準監督署の審査官から特定医師に対し、労災給付日数に関する意見が伝えられ、その結果が診断書に反映され、症状固定と記されたとの疑念が残っている。通院継続に際し、それを晴らし気分よく通院したい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年7月22日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「審査請求人の休業補償／療養補償給付停止の理由となった、特定労働基準監督署に提出された特定病院発行の症状固定に関する診断書と他決定書類一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年8月28日付けで審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人の休業補償／療養補償給付停止の理由となった、特定労働基準監督署に提出された特定病院発行の症状固定に関する診断書他決定書類一式に記録された保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外

の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取等した内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取等した内容である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月25日 諮問の受理

- | | |
|-------------|--|
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年12月21日 | 審議 |
| ④同月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤平成28年7月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が行った休業補償／療養補償給付停止の理由となった、特定労働基準監督署に提出された特定病院発行の症状固定に関する診断書と他決定書類一式」に記録された保有個人情報であって、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号3に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、その余の部分は、法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとし、なお不開示を維持することが妥当であるとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書番号3の①の不開示部分について

文書番号3の①は、主治医の氏名及び印影である。文書番号3の文書は診断書であることから、当該部分の氏名は署名であると解される。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。署名及び印影は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、当該個人の氏名を知り得るとしても、署名及び印影について開示する慣行があると認めることはできず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書番号3の②の不開示部分について

文書番号3の②は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、開示請求者以外の特定個人から聴取等した内容である。当該部分を開示とした場合、被聴取者が心理的に大き

な影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文 書 番 号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報法 14 条該当号	
			2 号	7 号柱書き
1	長期療養者に係る調査復命書	なし		
2	診断書提出の依頼について（伺い）	なし		
3	傷病の状態に関する診断書	①主治医氏名，印影部分	○	
		② 2 頁質問項目（4），（5）の回答記載部分	○	○